

「いわれなき差別」 12月号 ～「こころの扉」を少し開いてみませんか～

平成28年12月16日、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。部落差別問題は、被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活の上でさまざまな差別を受けたりするという日本固有の人権問題です。

昭和40年、国が同和対策審議会から答申を受け、この問題は憲法にうたわれている基本的人権にかかわる深刻な問題として、その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるとし、教育や啓発活動、特別対策などに取り組んできました。平成14年に特別法が失効した後も、国は「人権

教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定した人権教育・人権啓発に関する基本計画により、施策を積極的に推進してきました。

しかしながら、インターネットへの誹謗・中傷や全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウェブサイトなど、情報化の進展に伴った新たな問題も生じています。解放令から150年以上もたった現代でも、被差別部落に対する偏見や差別意識により、さまざまな社会的不平等や差別が存在しています。

部落差別は、憲法がすべての国民に保障している基本的人権を侵害する問題です。また部落差別のない社会を実現するためにも、部落差別は許されないものであるとの認識の下、一人一人が自身の課題としてとらえ、解消に向けて取り組まなければ

ならない人権問題でもあります。そのためにもまずは、私たち一人一人が部落差別についての理解を深め、認識不足や偏見で差別することがないよう、人権意識を高めることが大切です。

